

6. 利用料金表(自己負担額) 単位：円

①身体介護中心 身体介護とは入浴・排泄・食事・体位変換・通院介助等です。

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間以上 1時間半超 (以後30分毎)
1割負担	178	267	423	619	89
2割負担	357	535	847	1239	179
3割負担	536	802	1271	1858	269

②生活援助中心 生活援助とは調理・洗濯・掃除・買物等です。

	20分以上 45分未満	45分以上
1割負担	195	240
2割負担	391	481
3割負担	587	722

③身体介護中心の訪問介護の後、生活援助中心の訪問介護を行う場合は、身体介護中心の料金に加えて、時間ごとに下記の料金を加算します。

	20分以上	45分以上	70分以上
1割負担	71	143	215
2割負担	143	286	430
3割負担	215	430	645

④通院等介助(1回あたり)

1割負担	105
2割負担	211
3割負担	317

・サービスに要する時間はそのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

・上記は午前8時から午後6時までの利用料金です。それ以外のご利用は時間帯によって割増料金となります。

午後6時から午後10時・午前6時から午前8時 25%の割増

・通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施する場合には交通費として以下の料金をいただきます。

訪問介護サービス 通常の実施地域を越えた地点から
片道1kmあたり30円 (税込料金)

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用料金の変更をさせていただきます。

・上記の金額は1日あたりの自己負担額ですが、端数整理の為、月単位では若干の誤差が生じます。

・訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

・利用者都合で前日17時以降のキャンセルが発生した場合キャンセル料を以下の額の支払いを受ける。

(1) 訪問介護サービス 1回につき 690円(税込料金)

(2) 緊急入院など、やむを得ず連絡ができなかった場合は除く。

<加算>

Ⓐ 1割負担の方 Ⓑ 2割負担の方 Ⓒ 3割負担の方

☆初回加算(初回及び過去二月利用がない場合) Ⓐ 214円 Ⓑ 428円 Ⓒ 642円

新規（もしくは過去二月訪問介護の提供を受けていない場合）に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

☆緊急時訪問介護加算 1回 ① 107円 ② 214円 ③ 321円

利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

☆生活機能向上連携加算（初回より3か月）1月 ① 107円 ② 214円 ③ 321円

理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づいて訪問介護を行った場合。

☆認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1回 ① 3円 ② 6円 ③ 9円

日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する利用者に対し、訪問介護を行った場合。

☆特定事業所加算（Ⅰ）

訪問介護員のうち、介護福祉士30%以上など、行政が定める一定水準を事業所がクリアしている場合算定となります。所定単位数の100分の20に相当する単位数を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆2人の介護員等の場合

2人の介護員で訪問介護を提供させていただいた際、所定単位数の100分の200に相当する単位数を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆夜間（午後6～10時）早朝（午前6～8時）の場合

夜間（午後6～10時）早朝（午前6～8時）に、訪問介護を提供させていただいた際、所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆深夜（午後10時～午前6時）の場合

深夜（午後10時～午前6時）に、訪問介護を提供させていただいた際、所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆介護職員処遇改善加算

旧制度の介護職員処遇改善交付金に当たる分を、介護報酬に移行する措置として、総単位数の13.7%を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善に加え、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして市町村に届け出た事業所が、利用者に対し、事業を実施した場合、当該基準に掲げる区分に従い、総単位数の6.3%を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月より）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして市町村に届け出た事業所が、利用者に対して事業を実施した場合、基本単位に加算単位を加えた総単位数の2.4%を加算して、お支払い額とさせていただきます。

* 個別の状況により、自己負担額が4割になる場合があります。

<減算>

☆介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合

所定単位数の100分の30に相当する単位数を減算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者にサービス提供している場合

所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算して、お支払い金額とさせていただきます。